

かながわ青少年育成指針の改定素案に ご意見をお寄せください

ご意見の募集期間
平成22年
10月30日まで

かながわ青少年育成指針は、青少年の育成と自立への支援を、県民全体の理解と協力と責任の下で進めていくための共通の道しるべとして、また、総合的な青少年施策の一層の推進を目的としています。

県では、最近の青少年を取り巻く社会環境の変化などを踏まえ、この指針の見直しを進めています。

このたび「改定素案」をまとめましたので、県民の皆さまのご意見を募集します。

—目次—

かながわ青少年育成指針とは	2 頁
改定の背景	2 頁
改定のポイント	2 頁
指針の位置付けについて	2 頁
変化する社会環境への対応	3 頁
改定素案の全体像	6 頁
「かながわ青少年育成指針」改定素案についての意見記入用紙	8 頁

◇ 意見募集期間 平成22年10月1日（金）～平成22年10月30日（土）

◇ 提出方法

① 郵送 〒231-8588（住所の記載は不要です）

神奈川県青少年課 企画グループあて

※郵送の場合、県の施設、市区町村などにある「わたしの提案（神奈川県への提言）」専用封筒をご利用いただけます。（表面に青少年課企画グループと明記）

※意見募集期間最終日の消印のあるものまでを有効とします。

② ファクシミリ 045-210-8841

③ フォームメール

次の「かながわ青少年育成指針改定素案」についてのサイトから、フォームメールで送信してください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/seisyonen/shishin/kaitei-soan.html>

◇ ご意見への対応

いただいたご意見は、かながわ青少年育成指針の改定等の参考とさせていただきます。また、ご意見をとりまとめ、県の考え方を整理した上で、後日公表する予定です。

（個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。）

◇ 問い合わせ先 神奈川県県民局青少年部青少年課（企画グループ）

電話 045-210-3840（直通）

＜青少年の皆さんへ＞ 皆さんを取り巻く社会やしくみづくりについて意見を聞かせてください

例えば、次のような課題が考えられます。

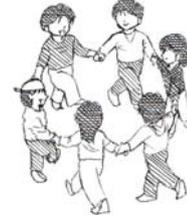
- 青少年の社会参加・社会参画の機会が少ないこと
- インターネットによる事件の被害が多いこと

◆ かながわ青少年育成指針とは

県民共通の道しるべ

未来を担う青少年が、たくましく生きる力と豊かな人間性を身に付けて成長することは、全ての県民の願いです。そのためには、私たち県民全体が力を合わせ、青少年の成長と自立を支えるにふさわしい社会を作ることが何より大切です。

そこで、青少年の育成と自立への支援を、県民全体の理解と協力と責任の下で進めていくための共通の道しるべとして、また、総合的な青少年施策の一層の推進を目的として、平成17年3月に「かながわ青少年育成指針」を策定しました。



◆ 改定の背景

青少年を取り巻く社会環境の変化

指針を策定して5年が経過し、情報化の急激な進展に伴う事件の多発、ひきこもり等自立に困難を抱える若者の増加・長期化など、青少年を取り巻く社会環境は大きく変化しました。こうした時代の変化に対応する県民の新たな道しるべとするため、また、青少年施策のより一層の推進を図るため、今回、指針を改定します。

◆ 改定のポイント

新たに次の4項目を「施策の方向」に追加するほか、若者の就労支援の強化、子どもの社会参画の推進等、時代の変化に対応した改定を行います。

- ① 多様な機関の連携による総合的相談・支援体制の整備
青少年や家族からの様々な相談にきめ細かく対応するため、教育や医療、福祉等の専門機関や民間団体の連携を促進し、相談・支援体制を整備します。
- ② ひきこもり等困難を抱える青少年の支援
社会とのつながりを回復し、自立に向けて動き始めることができるよう、関係機関やNPOなどと連携し、ひきこもり等の若者や家族への支援を充実させます。
- ③ 急激に進展する情報化社会への対応
首都圏の自治体、関係業界等と協力し、家庭での取組みと併せて、携帯電話やインターネットをめぐる様々な問題に取り組みます。
- ④ 被害防止・保護活動の推進
児童虐待、児童買春、児童ポルノ等の深刻な被害から青少年を守るため、関係機関、民間事業者等が連携し、社会全体が協力した取組みを推進します。

○ 指針の位置付けについて

青少年を取り巻く社会環境の大きな変化を受け、平成22年4月には、「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同法に基づく大綱として「子ども・若者ビジョン」が同年7月に作成されるなど、青少年施策に関する国の基本的な方針が示されました。同法では、子ども・若者ビジョンを勘案した都道府県・市町村子ども・若者計画を策定する地方公共団体の努力義務について規定しています。

県では、今回改定する指針を、同法に基づく県計画に位置付けることについて検討しています。

◆ 変化する社会環境への対応1 ＜ひきこもりなど自立に困難を抱える若者の増加等＞

ひきこもり等困難を抱える青少年が、社会とのつながりを回復し、自立に向けて動き始めることができるように、関係機関やNPOなどと連携・協力して支援を充実させます。

また、各相談機関やNPO等とこれまで以上に連携し、総合的相談・支援体制を整備して、本人や家族からの様々な相談にきめ細かく対応します。

現 状

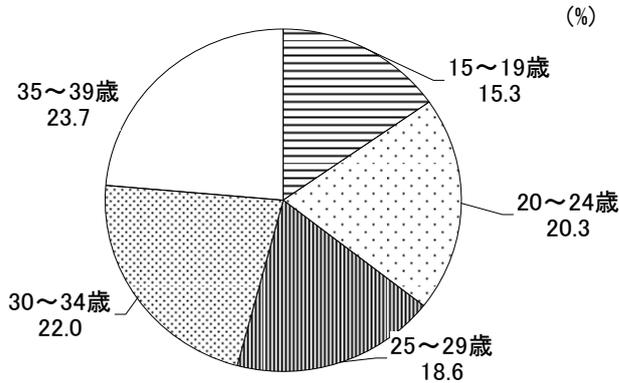
● ひきこもりの若者は、全国で約70万人と推計されています

(平成22年内閣府「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)報告書」)

ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する	46.0万人	} 準ひきこもり 46.0万人
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	15.3万人	
自室からは出るが、家からは出ない	3.5万人	} 狭義のひきこもり 23.6万人
自室からほとんど出ない	4.7万人	

*現在の状態となって6ヶ月以上の者のみ

ひきこもり群の年齢別割合

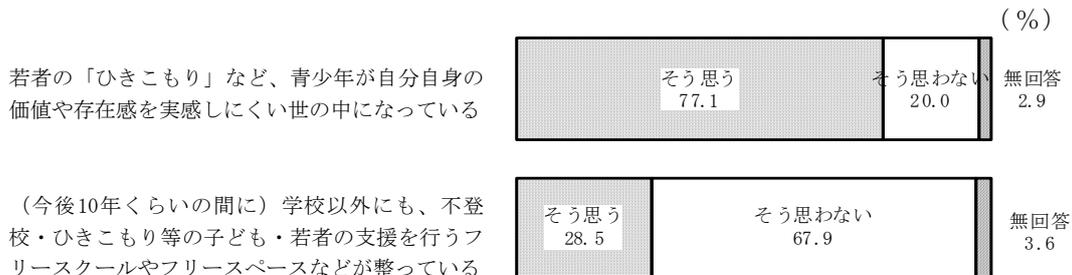


↓

**広義のひきこもり
69.6万人**

● 県民ニーズ調査では、若者の「ひきこもり」など、青少年が自分自身の価値や存在感を実感しにくい世の中になっていると思う人が77.1%に上ります

(平成21年度広報県民課「県民ニーズ調査」)



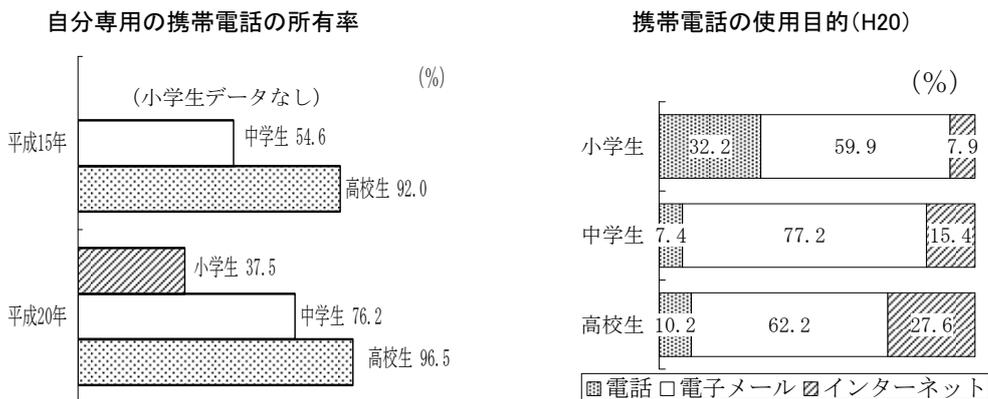
◆ 変化する社会環境への対応2

<急激に進展する情報化社会>

首都圏の自治体や関係業界等と協力したインターネット上の有害情報対策、フィルタリングの徹底や家庭でのルールづくり等について、青少年や保護者の理解を深める携帯電話教室の開催など様々な取り組みを行います。

現状

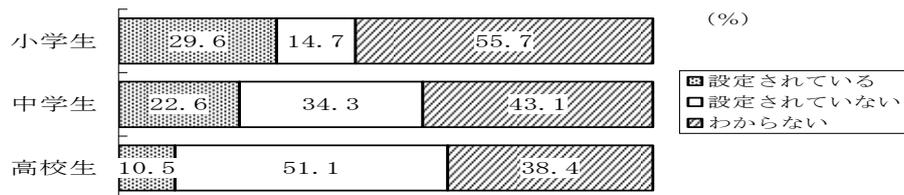
- **自分専用の携帯電話の所有率が小学生でも37.5%、高校生では96.5%となっています**（平成15年度県教育委員会「携帯電話・PHS及びアルバイトに関する調査結果について」及び平成20年度県教育委員会「携帯電話及びパソコンにおけるインターネットの利用状況等に関するアンケート調査」）



- **携帯電話のフィルタリングサービスの設定は、小学生でも3割以下と、進んでいません**

（平成20年度県教育委員会「携帯電話及びパソコンにおけるインターネットの利用状況等に関するアンケート調査」）

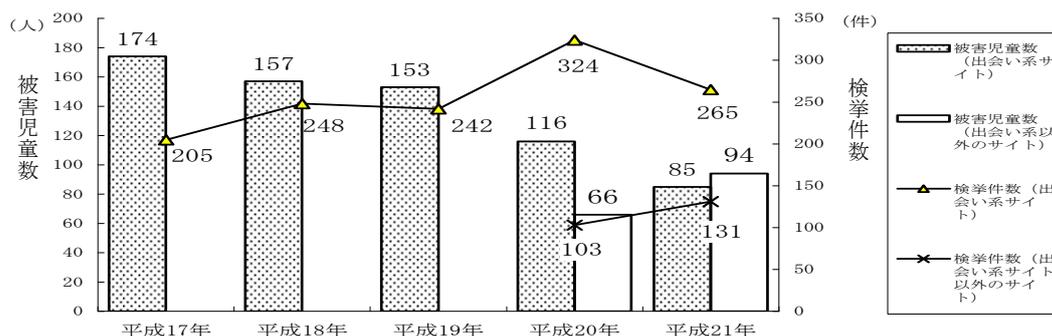
*フィルタリングとは、インターネット上の有害なサイトを見られないようにするための設定、いわゆる「有害サイトへのアクセス制限サービス」



- **出会い系サイトに加えて、出会い系サイト以外でも検挙件数が増えています**

（平成22年8月県警サイバー犯罪対策センター発表）

出会い系サイト等に関連した事件等の検挙状況の推移



◆ 変化する社会環境への対応3

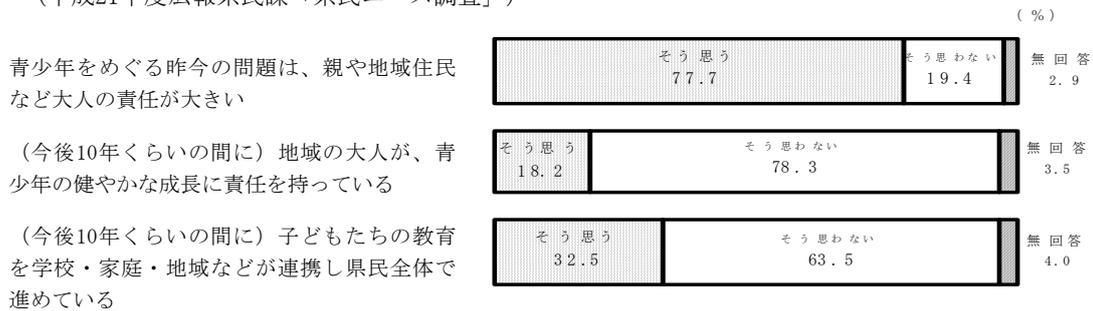
＜児童虐待や児童買春・児童ポルノ等の被害の増加、就職状況の悪化、地域行事等へ参加する機会の減少など＞

被害防止・保護活動の推進、若者の就労支援の強化、青少年の成長を支える豊かなコミュニティづくりなど、行政、関係機関、ボランティア等が連携した様々な取組みを推進します。こうした取組みは、大人自身が責任を自覚し、社会全体で協力して進めていくことが必要です。

現 状

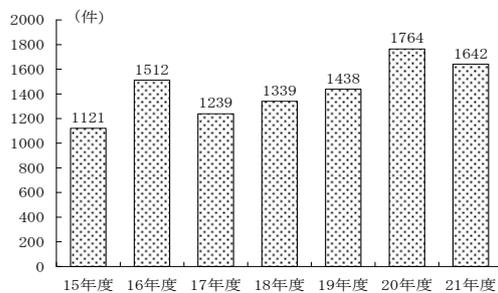
- 県民ニーズ調査では、青少年をめぐる昨今の問題は、親や地域住民など大人の責任が大きいと考える人が77.7%に上ります

(平成21年度広報県民課「県民ニーズ調査」)



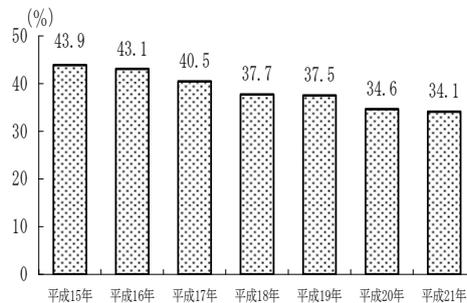
- 児童虐待の相談が増加しています

(子ども家庭課「児童相談所における虐待相談受付件数の推移」)



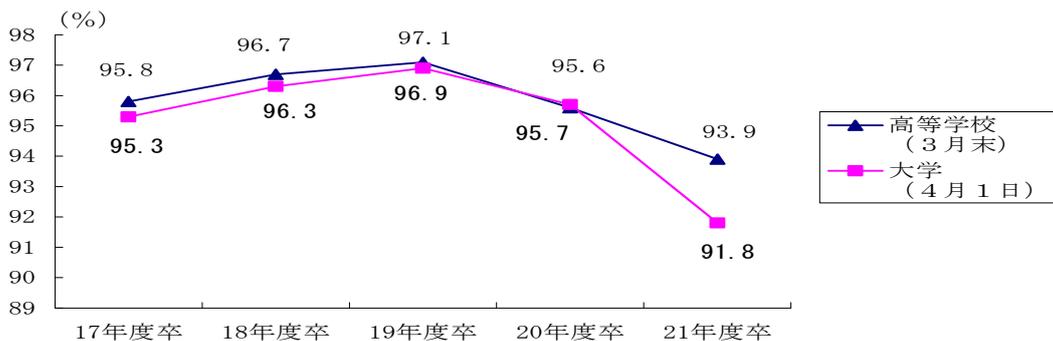
- 子ども会への加入率が低下しています

(神奈川県子ども会連絡協議会資料より作成) 子ども会への加入率の推移(6～11歳)



- 高校・大学新卒者の就職率が下がっています (高校新卒者は3月末現在の内定率です)

(厚生労働省「平成21年度大学等卒業者の就職状況調査(平成22年4月1日現在)について」及び「平成21年度高校・中学新卒者の就職内定状況等(平成22年3月末現在)について」)



◆ 改定素案の全体像

かながわ青少年育成指針は、青少年の育成と自立への支援を、県民全体の理解と協力と責任の下で進めていくための共通の道しるべとして、また、総合的な青少年施策の一層の推進を目的として、基本目標と目標の実現に向けた具体的な施策等について定めたものです。

<目標とする社会>

- ・ 青少年一人ひとりの存在が尊重され、その創造性やエネルギーが活かされる社会
- ・ 青少年が責任ある社会の一員として自覚を持ち、自立していける社会
- ・ 青少年の育成や自立への支援を地域社会全体の問題として共有する社会

<取組期間>

平成23年度から平成27年度までの5年間

<指針の対象>

青少年（0歳から30歳未満の者）が対象。ただし、施策によっては、40歳未満までの者も対象とします。

<指針の構成>

次の「3つの基本目標」と実現するための「12の施策の方向」で構成しています。

3つの基本目標	1 青少年の成長の基盤づくり
	2 青少年の自立を支援する環境づくり
	3 青少年の健全育成を支える地域社会づくり

太枠：改定に当たり新たに設けた「施策の方向」です。

網掛：改定に当たり追加・修正した主な部分です。

■ 12の施策の方向

青少年の成長の基盤づくり

1 健康な心と体、確かな学力の育成

- 基本的な生活習慣と規範意識の形成
- 基礎学力の確実な習得と体力の向上
- 命を大切に、思いやりを育む教育（道徳教育）の充実
- 心と体の健康に関する教育の充実

2 豊かな人間性と社会性を育む体験学習・社会参画の推進

- 子どもの社会参画の推進
- 文化・芸術・スポーツ活動に親しむ機会の創出
- ボランティア活動・地域での多様な活動を通じた異世代間の交流、多文化理解、集団活動の促進
- 県・市町村・青少年関係団体の特性を生かした役割分担による青少年支援・指導者育成の推進
- コミュニケーション能力の育成
- 小・中・高校生の放課後の居場所づくり

3 社会の変化に対応し健全に成長する力の育成

- 喫煙、飲酒の防止教育・啓発の徹底
- 薬物乱用の防止教育・啓発の徹底
- 情報モラル教育やメディア活用能力の育成
- 性に関する正しい知識の普及、適切な意思決定・行動選択能力の育成
- その他（安全教育、労働者の権利に関する知識、消費者教育、交際相手から暴力の予防啓発等）被害防止教育の推進

4 多様な機関の連携による総合的相談・支援体制の整備

- 青少年サポートプラザの充実（ひきこもり地域支援センター、子ども・若者総合相談センター機能等）
- 少年相談活動の充実
- 医療、福祉、教育などの専門家による適切な相談・支援体制の充実
- 各相談機関・民間団体間の連携促進（子ども・若者育成支援推進協議会等）

5 ひきこもり等困難を抱える青少年の支援

- 自立支援プログラムを活用したひきこもりへの対応
- 発達障害などの青少年への支援
- ひきこもり等課題を持つ青少年の家族への支援
- ひきこもりに対応するNPO等民間団体への支援

6 非行防止対策及び立ち直り支援活動の推進

- 非行防止教室などによる少年の規範意識の醸成
- 地域連携による非行防止対策の充実
- 少年補導活動の充実による非行少年の早期発見・早期対応
- 少年サポートチーム、民間ボランティア等による非行少年の立ち直り支援

7 不登校・いじめ・暴力行為など学校が抱える課題への対応の充実

- 地域連携による不登校・いじめ・暴力行為への学校の取組みへの支援
- 関係機関・ボランティア等の地域人材を活用した対応
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した相談・指導体制の充実

8 社会的・経済的な自立の促進

- 若者の就労支援の強化
- 勤労観・職業観の涵養と職業能力開発
- 子どもの貧困問題への対応

9 社会環境の健全化へ向けた取組みの一層の推進

- 青少年保護育成条例の取組みの推進
- 青少年喫煙飲酒防止条例の取組みの推進
- 有害図書、ピンクちらし等有害環境の浄化活動の一層の推進
- 業界による自主規制の徹底
- 出会い系喫茶等新たに出現する多様な業態への対応

10 急激に進展する情報化社会への対応

- インターネット上の有害情報対策の推進
- 業界による自主規制の徹底
- ゲームや携帯電話をめぐる問題への取組み
- 首都圏の自治体及び民間事業者と協働した取組みの推進

11 被害防止・保護活動の推進

- 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応の充実
- 児童買春・児童ポルノ等、青少年の福祉を害する犯罪対策の推進
- 自殺対策
- 犯罪被害にあった者等への対応

12 青少年の成長を支える豊かなコミュニティづくり

- 大人自身の規範意識の向上と青少年理解の促進
- 青少年を支える大人たちの地域活動の推進
- 家庭・地域の教育力の向上
- 児童・生徒等の安全確保と犯罪の被害に遭いにくいまちづくり
- 家庭・学校・地域の相互連携及び民間事業者・NPO・関係機関による協働の推進
- 青少年育成団体、青少年指導員、民生委員、保護司等多様な協力者の確保

「かながわ青少年育成指針」改定素案についての意見記入用紙

*の欄には、「○ページの○○行目について」「全般について」など素案のどの部分についてのご意見かを、できるだけ詳しく記入してください。

*項目等	ご意見
------	-----

以下はさしつかえない範囲でご記入ください。

性別 男 ・ 女	年齢 歳	お住まい 市・町・村
----------	------	------------

提出先 神奈川県県民局青少年部青少年課

【 郵 送 】 〒231-8588 (住所の記載は不要)

【ファクシミリ】 045-210-8841

【フォームメール】

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/seisyonen/shishin/kaitei-soan.html>

*お寄せいただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。ご意見を整理した結果と素案のとりまとめにあたっての反映状況等を公表いたします。(平成22年12月予定)